

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十月二十九日奈良県指令建第一〇六一六四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年一月五日建第九七四二号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年一月五日建第五六五二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市小綱町二一一番一、二一一番三、二一二番二及び二三八番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市穴虫三二五四番地の五

株式会社千葉工業 代表取締役 千葉好倫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市小綱町二一一番三、二一二番二及び二三八番四の各一部

下水道 橿原市小綱町二一二番二及び二三八番四の各一部